

浜長保険センター安全だより(10月)

平成 29 年 10 月 5 日
浜長保険センター 第 11 号
電話 079-246-2561
FAX 079-246-2571



赤とんぼが群れ飛び、夜ごとの虫の音に深まりゆく秋を感じるころとなりました。皆様にはお元気でお過ごしのことと存じます。



【事例】片側一車線の道路で直進中、対向車が自車に突っ込んできそうだったので、慌ててクラクションを鳴らし、ブレーキを踏んだ。



この事例を少し、掘り下げてみましょう。



危ないなー！

車両は、道路の左側部分(道路中央又は中央線から左の部分)を通行しなければならないし、また原則として道路の左側に寄って通行しなければなりません。左側部分通行は、最も基本的なルールであり、センターオーバーした対向車と接触した場合には、原則としてセンターオーバーした車両の一方的過失によると考えられます。

一般的に自車線内を走行するドライバーには、対向車のセンターオーバーを予期すべき注意義務は要求されていません。

問 衝突していた場合、100対0になるのか。

答 必ず100対0になるとは限りません。

相手車両との距離、接近するまでにフラフラしていたのかその前兆の有無、ドライバー自身の速度超過、前方不注視(発見遅滞)などの過失があれば、100対0になりません。

実際、このような事故を起こしたドライバーの思いは様々です。

○「相手車はやがて自車線に戻るであろう」と思い減速しなかった。

○「危ないのは相手だ。こちらが避ける必要はない」と思い回避せずそのまま進行した。

センターオーバーを発見したときは、進路を左に変更し、直ちに制動すれば容易に衝突を回避できるのに、「相手が悪い」と決めつけ、回避措置をしなかった場合は、過失が問われます。

このような場合には「信頼の原則」は適用されません。

信頼の原則が成り立たない場合

- 1 行為者自身が交通ルールに違反し、それが事故原因となっている場合
- 2 相手の交通違反を容易に予見できる場合～歩行者が酔っていると十分認識できる状態のとき
- 3 道路状況などから交通事故のおそれが高い場合～積雪で滑り易い路面
- 4 相手が幼児、高齢者など～安全行動を期待できない。

危険を予測した場合、素早く回避措置を執りましょう

危険を予測しても、回避措置を執らなければ意味がありません。後で慌ててブレーキを踏み、ハンドルを切っても間に合わないことがあります。予測した危険に応じて、素早く回避措置を執ってはじめて事故を未然に防止することができます。「危険の先読みと素早い回避措置で安全確保」

～ 安全は相手に求めず、期待せず、自らつくり～